

親の場合

被保険者以外にも親と同居している兄弟姉妹がいるときは、原則としてその中で被保険者(本人)の収入が一番多い場合に被扶養者として認定できるか判断します。

両親(夫婦単位)の場合(夫婦相互扶助)

※夫婦は同居して助け合い、扶助し合う義務があります。(民法 752 条)

よって他の親族における相互扶助義務より強い生計維持関係があり、夫もしくは妻が優先されます。

※夫婦相互扶助の観点から、ホームページに記載の「条件1~5」(1人当たりの収入基準、被保険者の年収の1/2未滿など)と「2人合算した場合の収入基準」の両方を満たすことが必要です。

(別居の場合は仕送りが必要)

■ 2人合算した場合の収入基準

※下表の収入基準を満たした場合、申請いただくことは可能ですが、まずは夫婦相互扶助の観点からご両親夫婦の生活実態、生計維持関係を確認します。そのうえで、被保険者により主として生計が継続的に維持されているか等を含め総合的に判断し、決定します。

【基準】

		母	
		60歳未滿 (130万円未滿)	60歳以上または 障害年金受給者 (180万円未滿)
父	60歳未滿 (130万円未滿)	260万円未滿	310万円未滿
	60歳以上または 障害年金受給者 (180万円未滿)	310万円未滿	360万円未滿

【例】 **両親とも60歳以上**の場合(基準:1人当たり180万円未滿、合算して360万円未滿)

ケース	年間収入 (合算)			申請基準の判定	
(1)	父	200万円	250万円	×	1人当たりの基準額をオーバー
	母	50万円		○	1人当たり、合算とも基準額以内
(2)	父	280万円	370万円	×	1人当たりの基準額をオーバー
	母	90万円		×	合算で基準額オーバー
(3)	父	140万円	280万円	○	1人当たり、合算とも基準額以内
	母	140万円		○	

※上記以外のケースの場合や不明な場合は、健保組合までお問い合わせください。